

○ 帰国きこく 困難者こんなんしや の 在留申請ざいりゆうしんせい について

新型しんがたコロナウイルス感染症かんせんしやうの影響えいきやうにより、国くにに 帰るかえ 時ときの 飛行機ひこうきが 取れない人とや 家いえに 帰るかえ ことが 難しい人むずかへ

① 「短期滞在たんきたいざい」で 日本にほんに いる 人ひと

⇒ 「短期滞在たんきたいざい（30日にち）」の 在留期間ざいりゆうきかん の 更新こうしんが できます。

② 「技能実習ぎのうじっしゅう」 または 「特定活動とくていかつどう（外国人がいこくじん 建設けんせつ 就労者しゅうろうしや または 外国人がいこくじん 造船ぞうせん 就労者しゅうろうしや）」で 日本にほんに いて、
前まえと 同おなじ 会社かいしやで 同おなじ 仕事しごとを したい 人ひと

⇒ 「特定活動とくていかつどう（30日にち・就労可しゅうろうか）」への 在留資格変更ざいりゆうしかくへんこうが できます。

③ その他の 在留資格ざいりゆうしかく で 日本にほんに いる 人ひと（②の人ひとで、仕事しごとを する 予定よていがない人ひとも 含むふく）

⇒ 「短期滞在たんきたいざい（30日にち）」への 在留資格変更ざいりゆうしかくへんこうが できます。

○ 在留資格ざいりゆうしかく 認定証明書にんていしやうめいしよ 交付申請かうふしんせい について

新型しんがたコロナウイルス感染症かんせんしやうによって 上陸制限じやうりくせいげん を かけられている人が、在留資格ざいりゆうしかく 認定証明書にんていしやうめいしよ 交付申請かうふしんせい を する
場合ばあいについて

① すでに 在留資格ざいりゆうしかく 認定証明書にんていしやうめいしよ 交付申請かうふしんせい を している 場合ばあい

⇒ しばらく 審査しんさは しません。

② 申請しんせいを している 間あいだに 活動かつどうを 開始かいしする 時期じきの 変更へんこうを する 場合ばあい

⇒ 会社かいしやが 作つくった 理由書りゆうしよを 提出ていしゆつしてください。（※ただし、しばらく 審査しんさは しません）

③ 再入国さいにゅうこく 出国しゅつこく を している 間あいだに 在留期限ざいりゆうきげん が きた人ひとや、改めて 在留資格ざいりゆうしかく 認定証明書にんていしやうめいしよ 交付申請かうふしんせいをした 場合ばあい

⇒ 申請書しんせいしよと 会社かいしやが 作つくった 理由書りゆうしよを 提出ていしゆつしてください。（※ただし、しばらく 審査しんさは しません）